

28宗高第10226号
平成29年2月28日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(健康福祉部高齢者支援課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成29年2月17日付28宗監第10125号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（高齢者支援課）

定期監査実施日：平成28年2月19日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）老人保護施設入所者負担金（平成27年4月分）に関する事蹟について</p> <p>ア 起案文書「老人ホーム費用徴収額（変更）決定通知書」に通知文書案等、起案内容を確認できる書類が添付されておらず、決裁処理がされていないので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>イ 「平成27年度老人保護施設入所負担金収納簿」の収納処理において、領収印の日付を遡って訂正したもの、また、領収印を修正テープで消した上に、再度領収印を押印しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>（1）老人保護施設入所者負担金（平成27年4月分）に関する事蹟について</p> <p>ア 起案し決裁を受けるようにいたしました。</p> <p>イ 訂正箇所は二本線で消して、訂正印を押印するよう徹底いたしました。</p>
<p>（2）シルバー農園利用料に関する事蹟（河東・赤間西地区）について</p> <p>農園利用契約書において、農園の利用料金を1区画1年につき1,200円と規定するとともに、年度の途中から農園の利用を開始する場合には、利用料金1,200円の12分の1に利用月数を乗じた額を利用料金とする旨をただし書きとして付記している。しかし、宗像市シルバー農園事業実施要綱においては、「貸付に係る賃料は、1区画1年につき1,200円とする。」と規定したのみであるので、要綱に沿うよう事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>（2）シルバー農園利用料に関する事蹟（河東・赤間西地区）について</p> <p>シルバー農園事業実施要綱の見直しを行い、年度途中より開始の場合、月割りで利用料金の徴収を行うよう改善を行いました。</p>
<p>（3）7月分生きがい活動支援通所事業委託料に関する事蹟について</p> <p>生きがい活動支援通所事業については、宗像市高齢者支援事業実施要綱において「事業の利用の回数は、1週間につき1回</p>	<p>（3）7月分生きがい活動支援通所事業委託料に関する事蹟について</p> <p>大島地区で実施する事業については、年度当初の契約に係る起案文書に、要綱の基準を超える理由を記載するように、改善</p>

までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」と規定しているが、宗像市社会福祉協議会が大島地区で実施する事業に係る請求書及びそれに添付された実施状況の報告書類を確認したところ、複数の利用者の1週間の利用状況が1回を超えている。

また、これに対しては規定の回数ではなく、実際に実施した回数に応じた費用を支払っているが、契約に係る起案文書及び起工伺において、要綱の基準を超えて実施することを認めること及びそれに対する特別な理由は記載されていないので、要綱の規定と合致しない条件で事業を実施する必要があるか検討した上で、必要なものであれば、その理由を契約に係る起案文書等に明記されたい。

(4) 大島地区要介護認定者移送事業委託料に関する事蹟について
設計金額の計算資料において、設計金額の記載及び内訳項目の移送距離の記載を誤っているので、事務処理を適正に行われたい。

(5) 8月分緊急通報装置システム委託料・みまもりコール費・レンタル代に関する事蹟について
誤って記載した内容を塗りつぶして書き直している工程表をそのまま受領しているので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(6) 介護用品給付サービス事業費に関する事蹟について
ア 事業者申請・平成27年6月分について
本件業務は介護用品が必要な在宅高齢者を介護する者に対して介護用品を支給するため、介護用品を取り扱う業者に物品を配達させるもので、仕様書において、対象高齢者「1人あたり月に8,000円分を上限とする配達による現物給付」と指示している。これに関して、業務に係る請求書及び

しました。

(4) 大島地区要介護認定者移送事業委託料に関する事蹟について
記載誤りのないように徹底し、改善を行いました。

(5) 8月分緊急通報装置システム委託料・みまもりコール費・レンタル代に関する事蹟について
書類受領の際は、確認を行うよう徹底し、改善を行いました。

(6) 介護用品給付サービス事業費に関する事蹟について
ア 事業者申請・平成27年6月分について
報告書受領の際は、確認を行うよう徹底し、改善を行いました。
また、配達業者へは周知を行いました。

その根拠として添付されている実施状況報告書を確認したところ、宗像市高齢者支援事業実施要綱に規定する限度額8,000円を超えて費用を支出しているものはなかったが、実施状況報告書の中に8,000円を超える物品を配達しているものがあつたので事情を確認したところ、限度額超過については受託者と利用者の間で物品の授受と費用の支払いが行われているとの説明を受けた。

このことについて、介護用品を配達することで介護を行う者を支援しようとするのが業務の趣旨であり、要綱の上限額を超える分の物品の授受と費用の支払いにおいて利用者と受託者間で不要なトラブルを招かぬよう注意の上、仕様の見直しを検討されたい。

イ 個人申請・平成27年6月分について

介護用品が必要な在宅高齢者を介護する者が自身で介護用品を購入した費用の支給を求める「介護用品購入費支給申請書」について、宗像市担当課決裁欄の決裁者の記載が「課長」となっているものと「所長」となっているものがあるので、適正な様式の書類を使用するよう注意されたい。

イ 個人申請・平成27年6月分について

旧申請書利用者へは新しい申請書を送付し、改善を行いました。